○外務省告示第二百七十八号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

ガボン共和国	昭和五十八年四月二十六日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年四月二十六日
スリナム共和国	昭和六十三年十一月四日
アルジェリア民主人民共和国	平成元年一月三十一日
バヌアツ共和国	平成元年四月十三日
キプロス共和国	平成元年六月二十二日
エクアドル共和国	平成二年五月十八日
モナコ公国	平成四年八月二十日
カナダ	平成四年十一月十六日
ケニア共和国	平成四年十二月十五日
キューバ共和国	平成四年十二月二十一日
ルーマニア	平成五年四月十五日
アルゼンチン共和国	平成五年八月三十一日
モロッコ王国	平成五年十月十二日
パプアニューギニア独立国	平成五年十月二十五日
ウクライナ	平成五年十月二十五日
ベラルーシ共和国	平成六年一月七日
カザフスタン共和国	平成六年三月七日
バルバドス	平成六年五月六日
ベネズエラ・ボリバル共和国	平成六年七月二十九日
グルジア	平成六年十一月八日
パキスタン・イスラム共和国	平成六年十一月二十二日
カンボジア王国	平成六年十一月二十八日
アイルランド	平成七年一月六日
モーリシャス共和国	平成七年四月六日
赤道ギニア共和国	平成八年四月二十四日
グアテマラ共和国	平成九年十一月三日
モーリタニア・イスラム共和国	平成九年十一月二十四日
ベナン共和国	平成十二年二月十一日
トリニダード・トバゴ共和国	平成十二年三月六日
ドミニカ共和国	平成十二年六月十二日
セントルシア	平成十二年七月十二日
コモロ連合	平成十二年十一月二十二日
ニカラグア共和国	平成十三年二月一日
フィリピン共和国	平成十三年六月十五日
シエラレオネ共和国	平成十三年七月二十六日
ホンジュラス共和国	平成十三年八月二十一日
アンゴラ共和国	平成十三年十月四日
マラウイ共和国	平成十三年十二月十七日
サモア独立国	平成十四年二月七日
ナイジェリア連邦共和国	平成十四年五月二十四日
ギニア共和国	平成十四年十月二日
イラン・イスラム共和国	平成十四年十月二十五日
バングラデシュ人民共和国	平成十四年十二月十八日
ナミビア共和国	平成十四年十二月二十四日
カーボヴェルデ共和国	平成十五年七月四日
モンゴル国	平成十五年十月十五日
ソロモン諸島	平成十六年六月三十日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年七月十六日
コンゴ共和国	平成十六年九月七日
モルディブ共和国	平成十七年五月二十日
サウジアラビア王国	平成十七年五月二十三日
マダガスカル共和国	平成十七年八月三十日
モルドバ共和国	平成十七年十月十一日
モザンビーク共和国	平成十七年十一月九日
カタール国	平成十八年三月八日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十八年六月二日
アルバニア共和国	平成十九年一月九日
アラブ首長国連盟	平成十九年一月十五日
キリバス共和国	平成十九年二月五日
バーレーン王国	平成十九年四月二十七日
クウェート国	平成十九年八月七日
タイ王国	平成十九年十一月二日
タンザニア連合共和国	平成二十年七月二十三日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ガボン共和国	昭和五十八年十月二日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年七月二十六日
スリナム共和国	平成元年二月四日
アルジェリア民主人民共和国	平成元年五月一日
バヌアツ共和国	平成元年七月十三日
キプロス共和国	平成元年九月二十二日
エクアドル共和国	平成二年八月十八日
モナコ公国	平成四年十一月二十日
カナダ	平成五年二月十六日
ケニア共和国	平成五年三月十五日
キューバ共和国	平成五年三月二十一日
ルーマニア	平成五年七月十五日
アルゼンチン共和国	平成五年十二月一日
モロッコ王国	平成六年一月十二日
パプアニューギニア独立国	平成六年一月二十五日
ウクライナ	平成六年一月二十五日
ベラルーシ共和国	平成六年四月七日
カザフスタン共和国	平成六年六月七日
バルバドス	平成六年八月六日
ベネズエラ・ボリバル共和国	平成六年十月二十九日
グルジア	平成七年二月八日
パキスタン・イスラム共和国	平成七年二月二十二日
カンボジア王国	平成七年二月二十八日
アイルランド	平成七年四月六日
モーリシャス共和国	平成七年七月六日
赤道ギニア共和国	平成八年七月二十四日
グアテマラ共和国	平成十年二月三日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十年二月二十四日
ベナン共和国	平成十二年五月十一日
トリニダード・トバゴ共和国	平成十二年六月六日
ドミニカ共和国	平成十二年九月二十一日
セントルシア	平成十二年十月十二日
コモロ連合	平成十三年二月二十二日
ニカラグア共和国	平成十三年五月一日
フィリピン共和国	平成十三年九月十五日
シエラレオネ共和国	平成十三年十月二十六日
ホンジュラス共和国	平成十三年十一月二十一日
アンゴラ共和国	平成十四年一月四日
マラウイ共和国	平成十四年三月十七日
サモア独立国	平成十四年五月七日
ナイジェリア連邦共和国	平成十四年八月二十四日
ギニア共和国	平成十五年一月二日
イラン・イスラム共和国	平成十五年一月二十五日
バングラデシュ人民共和国	平成十五年三月十八日
ナミビア共和国	平成十五年十月四日
カーボヴェルデ共和国	平成十六年一月十五日
モンゴル国	平成十六年九月三十日
ソロモン諸島	平成十六年十月十六日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年十二月七日
コンゴ共和国	平成十七年八月二十日
モルディブ共和国	平成十七年八月二十三日
サウジアラビア王国	平成十七年十一月三十日
マダガスカル共和国	平成十八年一月十一日
モルドバ共和国	平成十八年二月九日
モザンビーク共和国	平成十八年六月八日
カタール国	平成十八年九月二日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十九年四月九日
アルバニア共和国	平成十九年四月十五日
アラブ首長国連盟	平成十九年五月五日
キリバス共和国	平成十九年七月二十七日
バーレーン王国	平成十九年十一月七日
クウェート国	平成二十年二月二日
タイ王国	平成二十年十月二十三日
タンザニア連合共和国	平成二十年十月二十三日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の議定書を、それぞれ、その国名に対応する日から承継した旨を国際海事機関事務局長に通告した。

スロベニア共和国	平成三年六月二十五日
クロアチア共和国	平成三年十月八日
スロバキア共和国	平成五年一月一日
モンテネグロ	平成十八年六月三日